



今月のテーマ 出張手当と通勤手当に関する税務

出張手当と聞いてどのようなイメージを持たれるでしょうか。「出張お疲れさん」的な慰労金のように考えていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。この出張手当を上手に使うことで会社と従業員の両方が得をすることはあまり知られていません。平成 28 年度の税制改正で非課税枠が拡充された通勤手当とあわせて、今回は出張手当と通勤手当に関する税務をご紹介します。

1. 出張手当

出張手当とは、役員または従業員（以下、役員等）の出張に伴って支給される現金です。往復の交通費や宿泊費の精算とは別に支給され、出張がなければ負担する必要のなかった飲食代などの補填を目的としたものです。

(1) 税務上の取扱い

社内で作成した出張旅費規程に基づき支給される出張手当は、受け取った役員等の給与となりませんので所得税は課税されません。また支給した法人側も旅費交通費として費用に計上することができます。また国内出張の場合には出張手当が旅費交通費と取り扱われることで、消費税の計算上、仕入税額控除として売上にかかる消費税額からマイナスすることができます。

(2) 注意点

出張旅費規程があれば無条件に出張手当が認められる訳ではなく、次のような要件を満たす必要があります。要件を満たしていない場合には、出張手当と認められず上記(1)の取り扱いを受けることはできません。

ちなみに、否認された場合には、その出張手当は給与（賞与）として扱われますので、従業員の場合はそのまま経費（損金）になりますが、役員の場合は役員賞与として損金不算入となります。また、その給与は源泉徴収がされていないため、源泉徴収不足として追加徴収する必要があります。

i. 出張手当の金額が常識的な範囲かどうか

ii. 例えば取締役が 5 万円で従業員が 5 千円というように、特定の職位にのみ特に有利な条件を付けていないか

iii. 出張精算書など出張の実態を証明する書類を作成しているか

上記 i の金額について情報を集めることは実際のところ困難です。そこで参考になるのが、産労総合研究所という民間のシンクタンクが 2 年ごとに発表している[国内・海外出張旅費に関する調査](#)というレポートです。ここには調査で回答があった企業の出張旅費平均額が掲載されていますので、常識的かどうかの判断の一助になると考えます。

また上記 ii について補足しますと、例えば新幹線で移動する際に「役員はグリーン車で従業員は一般座席」のように社会通念的に一般的と判断されるような差をつけることは認められています。

2. 通勤手当

通勤手当とは、自宅から職場までの通勤にかかる費用に対する手当をいいます。公共交通機関の定期代等を通勤手当として支給している場合は適正額の判断は難しくありませんが、職務上の都合などでマイカーや自転車（以下、マイカー等）を使って通勤している役員等に支給する通勤手当については注意が必要です。

(1) 税務上の取扱い

マイカー等で通勤する役員等に支給する通勤手当のうち限度額に達するまでの金額は所得税が課税されません。この限度額は片道の通勤距離に応じて 1 ヶ月当たりの金額が定められており右図のように区分されています。

(2) 注意点

所得税が非課税となる通勤手当の金額は 1 ヶ月あたり 15 万円が限度とされ、それを超えた金額は通常の給与として所得税の課税対象となります。公共交通機関とマイカー等の両方を利用している場合は、公共交通機関の定期代等と右図に基づく限度額の合計額が 15 万円を超えるか否かで所得税の非課税が判断されます。

片道の通勤距離	1 か月当たりの限度額
2 キロメートル未満	(全額課税)
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円
55 キロメートル以上	31,600 円

(国税庁 HP より)